

令和4年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和4年9月26日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年9月26日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 7番議員 加藤 久幸

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

- 議案第57号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 議案第58号 森町三倉地域集会施設の設置、管理及び使用料に関する条
例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 森町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 森町景観条例について
- 議案第61号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第63号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和4年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和4年度森町病院事業会計補正予算（第2号）
- 認定第1号 令和3年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 認定第3号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について
- 認定第4号 令和3年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- 認定第5号 令和3年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 認定第6号 令和3年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 認定第7号 令和3年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について

認定第 8号 令和3年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

認定第 9号 令和3年度森町水道事業会計決算認定について

認定第10号 令和3年度森町病院事業会計決算認定について

< 議事の経過 >

議長 (中根幸男君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。

発言するときは、座ったままマイクボタンを押し、マイクの正面から発言するようにお願いします。

また、発言が終了したときにも、マイクボタンを押しようにお願いします。

ここで、副町長から発言を求められておりますので、これを許します。

副町長、村松弘君。

副町長 (村松弘君) 副町長です。

9月7日本会議一般会計補正予算の審議におきまして、第4めばえ及び学校用地取得に係る土地単価につきまして、吉筋議員からご質問をいただいた件に関し、私の答弁不足によりまして、結果として誤った内容となってしまいましたので、訂正をさせていただきます。

最初の私の答弁は、めばえの用地単価を2万2,600円、学校用地の単価を2万4,400円、それぞれ別区画として不動産鑑定を実施し、鑑定額は予算単価より少し低い単価でありましたが、用地交渉をしていく中でこの単価になったと答弁をいたしました。

正しくは、めばえの用地につきましては、最初の答弁のとおりでございますが、学校用地につきましては、不動産鑑定の単価をもって所有者の方と合意できておりますので、訂正させていただきます。

なお、この件につきましては、常任委員会の審査に関係することから、常任委員会前にも皆さまにご説明をさせていただいております。よろしくお願いたします。申し訳ありませんでした。以上です。

議 長

(中根幸男君) それでは、日程に入ります。

日程第1から、日程第9までの議案9件を一括議題とします。

本件は、いずれも9月7日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長報告を求めます。

始めに第一常任委員会委員長、岡戸章夫君。

登壇願います。

6番議員

(岡戸章夫君) 第一常任委員会、岡戸章夫です。

第一常任委員会委員長報告をいたします。

去る9月7日の本会議において第一常任委員会に付託されました案件は、議案第57号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第58号「森町三倉地域集会施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算(第6号)」、議案第64号「令和4年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、議案第65号「令和4年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」、以上、議案5件であります。

付託された議案審査のため、去る9月12日に委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

9月12日、午前9時30分、議員控室において委員全員の出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会し、議長、町長のご挨拶をいただいたのち、審査の方法を確認後、審査に入りました。

議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算(第6号)に係る福祉課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

東遠学園第4めばえ用地購入費として、46,043千円を計上されているが、学校教育課所管で購入する土地との購入価格に差があるのはなぜかとの問いに、福祉課で購入するJA遠州中央飯田支店跡地の土地については、面積が2,035.91平方メートルと広いいため、不動産鑑定の評価が低くなる。福祉課で購入する5筆の不動産鑑定額は、いずれも平方メートルあたり22,100円だが、地権者との交渉により、22,600円で購入することとしたとの答弁でした。

森町から掛川のめばえに通われている方は何名か。また、通園方法はどうかとの問いに、現在、毎日通園されている方は8名で、送迎バス利用者は7名。幼稚園や保育園へ通いながら、めばえも利用する並行通園されている方は2名で、保護者が送迎しているとの答弁でした。

森町からの利用者は増えているかとの問いに、令和2年度が4名、令和3年度が6名、令和4年度が8名と増えている。東遠学園組合は、掛川市、菊川市、御前崎市、森町の3市1町で運営しており、現在、菊川市と掛川市と御前崎市にめばえがあるが、通園希望者が入れない状況もあることから、掛川北部の方も通園可能な施設を今回森町に新設するものであるとの答弁でした。

定員数と開園までのスケジュールはとの問いに、毎日通園の人数を12名と想定している。町では年内に土地を購入する。東遠学園組合では、今年度に基本設計・実施設計、建物取得を行い、令和5年度には改修工事を実施し、令和6年4月の開園を予定しているとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第64号「令和4年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

保険給付支払準備基金積立金に60,000千円を積立できるのは、従来の予測よりも利用者が若干減ったからなのかとの問いに、令和2年度において、保険者数を基に事業費の予測をし、令和3年度から令和5年度までの3か年の計画を策定している。令和3年

度に余剰が出ているのは、初年度余剰金を2年、3年分に引き当てていく計画となっているためであるとの答弁でした。

60,000千円の積立の根拠はとの問いに、令和3年度の歳入歳出の差引分に、国、県、支払基金、町より給付金等を受けている負担金の返還金を差し引いた金額となっているとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で福祉課の審査を終了し、次に、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る学校教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

学校敷地として購入する2筆の不動産鑑定額は。また、駐車場は何台おけるかとの問いに、平方メートル当たり24,400円であり、購入価格も同じである。駐車可能数は15台位であるとの答弁でした。

利用形態やフェンス設置等の形状変更はあるかとの問いに、現在、給食の配送時や放課後児童クラブの送迎時にも使っており、継続して使用する。また、飯田小学校の学校行事等での利用もできるよう調整していく。なお、フェンスの設置等は未定であるとの答弁でした。

進入路の利用方法はどうかとの問いに、お互いに利用を検討しながら今後計画していきたいとの答弁でした。

役場が土地を購入する場合は、どの課が担当するのか。また、価格交渉等を行っているかとの問いに、基本的には担当課が交渉にあたる。価格交渉については、それぞれ地権者の考えがあるため、町では不動産鑑定を依頼し、こちらの基準となる価格を提示しながら交渉を進めているとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で学校教育課の審査を終了し、次に、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

杭迫柏樹氏からいただく寄贈品の点数はとの問いに、現時点で

は確定していないが、屏風や額、軸、卷子などの書道作品が100点以上と、先生が愛用されている筆、墨、硯などの文房四宝や先生が収集された絵画彫刻などの美術品を、10月と11月に分けて寄贈していただける予定であるとの答弁でした。

作品の展示はどのように行っていくかとの問いに、2月に展覧会として代表作品を公開していくが、作品の大きさも大小さまざまであり、展示スペースにも限りがあるため、一度の展示で全ての公開は難しい。そのため、展覧会終了後も文化会館の常設展示室で作品を入れ替えて展示をするなど、多くの方々にご覧いただけるように検討していきたいとの答弁でした。

杭迫記念館のような展示施設の建設の考えはあるかとの問いに、常設展示ができる美術館のような施設は理想としてはあるが、現段階では財政上厳しい状況であるとの答弁でした。

内外へのPR方法はどの問いに、県や近隣市町へのPRのほか、県知事を通じて県立美術館への貸出等も検討していきたいとの答弁でした。

印刷製本費274千円の内容はどの問いに、展覧会及び展覧会初日に記念講演を予定しており、それに合わせてチラシとポスター、パンフレットを作成する。展覧会用のパンフレット（図録）は3,000冊を予定しており、来場者に配布するよう考えているとの答弁でした。

作品の管理、保管の方法はどの問いに、美術品のため保管場所は非公開であるが、24時間空調管理ができる部屋を予定しているとの答弁でした。

諸備品購入費963千円の内容はどの問いに、大きな寄贈作品を載せられる特注のキャスター付台車が535,205円と、小さな作品用スチール棚が427,680円の計上であるとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で社会教育課の審査を終了し、次に、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る健康こども課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説

明を受け、質疑に入りました。

今回の接種事業のワクチンはB A. 2対応のものかとの問いに、オミクロン株対応であるが、従来型とB A. 1型に対応した2価ワクチンである。なお、2回目接種完了者15,000人を対象に算出しているとの答弁でした。

5回目の接種スケジュールはとの問いに、国から10月半ばに開始できるよう準備の通知があったが、高齢者接種の前倒しの動きが出て、9月半ばにワクチンが配送される動きもある。町としては、接種券配布等の準備があるため、10月初旬に森町病院での個別接種を開始し、22日に旧泉陽中学校体育館にて集団接種の開始を考えている。11月以降の会場は保健福祉センターを予定しているが、不確定要素が多く、接種状況や予約状況をみながら進めていくとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で健康こども課の審査を終了し、次に、議案第65号「令和4年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

第5条において、医事業務委託として令和5年度から令和7年度までの3年間で債務負担行為の限度額が330,000千円を計上されているが、委託業務の内容はとの問いに、現状を継続する形を予定している。患者サービス係として、受付外来窓口業務・会計窓口業務があり、診療請求診療情報管理係として、外来計算業務・入院計算業務があり、医事係として、患者・施設・窓口対応業務があり、健診係として、健診の受付・案内・予約業務、休日・夜間の事務当直業務などがあるとの答弁でした。

委託業務の予定人数はとの問いに、現在は日勤者が19名、夜間の当直業務は4名の合計23名で業務を行っているが、新たな仕様書の内容に基づき、適切な人数を提案してもらう予定であるとの答弁でした。

プロポーザルは何社程度を見込んでいるかとの問いに、全国規模の大手業者が2社、県内で展開中の業者が2社ほどあるが、前

回同様 3 社程度を見込んでいるとの答弁でした。

プロポーザルの審査方法はとの問いに、仕様書・審査要領を告示し、参加していただいた業者について、当院の審査委員会が審査を行う。審査委員は院長、副院長、看護部長、診療技術部長、事務局長、管理課長、医事係長で構成し、厳正かつ公平に審査にあたるとの答弁でした。

委託業務の見直し内容はあるかとの問いに、大きな変更は考えていないが、コロナ禍になり、現在の契約の仕様にはなかった業務分担の見直し等細かな部分を考えている。また、3年でプロポーザルを行う意義として、医療界も日進月歩で変化しており、病院が方向性を示した仕様書を出すことにより、システムの見直しなど新たな提案にも繋がり、審査員の学びにもなるとの答弁でした。

収益的収入及び支出において、今回の100,000千円の繰入でも資金不足にならないかとの問いに、昨年度はコロナのワクチン接種で増額になった部分と、空床補償として210,410千円の補助金があったが、今年度は減額となるため、かなり厳しい状況であるとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で森町病院の審査を終了し、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る企画財政課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

公共施設等総合管理基金は主にどのような用途に使われるのかとの問いに、今後見込まれるインフラの長寿命化等の経費として使用されるとの答弁でした。

債務負担行為補正の森町小中学校跡地利用検討業務委託料20,000千円の根拠と業者の選定はとの問いに、公共施設跡地検討の実績があるさまざまな業者からとった参考見積の平均的予算額を計上した額である。業者の選定は、これからプロポーザルにて選定していくとの答弁でした。

プロポーザル審査の傍聴は可能かとの問いに、傍聴は考えていないが、審査結果はA社、B社、C社のような表現で、各数値化した点数を公表していくとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で企画財政課の審査を終了し、次に、議案第57号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

第2条第3号のイに「いずれかに該当する非常勤職員」とあるが、具体的に育児休業を取得する会計年度任用職員は想定されるのかとの問いに、改正による育児休業が取得できる非常勤職員の条件は、勤務日が週3日以上又は年121日以上で、子供が1歳6か月になる日までに任期が満了せず、同じ任命権者から引き続き更新されない職員が対象となるため、1会計年度の任用職員においては、実際は少ないと考えられる。なお、一般的な会計年度任用職員は更新されることが多いため、対象になることは考えられるとの答弁でした。

育児休業取得の管理等の担当課はどこかとの問いに、総務課で各課の業務内容に応じ要望を聞き、採用から任命までを一括管理している。育児休業についても、総務課で職員に周知をし、運用していくとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第58号「森町三倉地域集会施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

国土調査により地番変更となったとのことだが、登記日はいつかとの問いに、令和4年6月28日であるとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で総務課の審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審議した議案5件の採決の結果は、次のとおりです。

議案第57号、議案第58号、議案第62号、議案第64号、議案第65号の5議案については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決されました。

以上が、令和4年9月森町議会定例会において第一常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。議員各位の慎重なる審査をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長

(中根 幸男 君) 次に、第二常任委員会委員長、加藤久幸君に代わり第二常任委員会副委員長、西田彰君。

登壇願います。

11番議員

(西田 彰 君) 11番、西田彰でございます。

第二常任委員会委員長に代わり、私、副委員長の西田が委員長報告をいたします。

去る9月7日の本会議において第二常任委員会に付託されました案件は、議案第59号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「森町景観条例について」、議案第61号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算(第6号)」、議案第63号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」以上議案5件であります。

付託された議案審査のため、去る9月12日に委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

9月12日、午前9時30分、委員会室において委員全員の出席、当局より副町長出席のもと、委員会を開会しました。

副議長、副町長のご挨拶をいただいたのち、付託の議案審査に先立ち大洞院川他1か所の現地視察を行いました。現地において、担当課職員から説明を受けた後、役場委員会室に戻り、審査の方法を確認後、審査に入りました。

議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る産業課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

森町体験の里修繕費1,550千円の内訳はとの問いに、足場代が6万9,000円、瓦下ろし作業が10万2,000円、軒先野地補修10メートル分が16万2,780円、下葺き作業23.2坪分が11万6,000円、汚れ落とし・コーキング等を含む葺き直し作業が34万5,600円、土居の下取り直しが10万円、ステンレス釘等の副資材が13万5,000円、棟の取り直しが23万円、廃材処理が2万円、屋根を支える補強用柱部分が6万3,924円、諸経費が6万4,019円、消費税が14万832円の合計154万9,155円の計上であるとの答弁でした。

屋根の下の柱が1本での補強ではなく、2～3本補強したほうが強度的に丈夫ではないかとの問いに、今までは1本もなく構造上は問題ないが、景観や自動販売機の使い勝手等を含めて、今回は1本とした。工事を進める中で不具合が出てくれば、現場と調整を取りながら検討していきたいとの答弁でした。

全体の耐震基準はどうかとの問いに、平成30年度に体験センターとその他の施設について、設計士による点検を実施した。体験センターについては、構造計算から点検し、その他の部分については、施設外観等を目視で確認し、至急、対応しなければならない点はないとの調査結果であったとの答弁でした。

屋根の下のダクトの部分に屋根の荷重がかかり、へこんでいるように見えたが予算に含まれているかとの問いに、予算には含まれていないとの答弁でした。

屋根への太陽光パネル設置は考えていないかとの問いに、全体の景観や太陽光のパネルの重さ等を考えた場合に、構造上屋根が重さに耐えられないため、太陽光パネル設置は考えていないとの答弁でした。

他に質疑はなく、産業課の審査を終了し、次に、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る定住推進課所管

事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

高齢者等世帯15件分とあるが、「等」は何を示すのかとの問いに、通常高齢者世帯は65歳以上のみの者しか住んでいない世帯を指していますが、年齢に関係なく障害者の方や介護保険を受けている方がその世帯にいる場合は、高齢者世帯と同様に上乘せの補助になるため、高齢者「等」の世帯に含まれるとの答弁でした。

耐震補強工事の件数及び事業費の実績はとの問いに、昨年度は26件で、平均事業費は200万円から210万円程度であるとの答弁でした。

他に質疑はなく、定住推進課の審査を終了し、次に、議案第60号「森町景観条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

景観条例の適用区域は森町全体と伺ったが、街中と中山間地域では景観の捉え方が異なると思うが、どのように考えているかとの問いに、区域設定については、良好な景観の形成のため制限、措置等を行ううえで必要かつ十分な地域を設定することとされている中、現在ある景観の維持及び保全の観点から、一部だけを外すことなく町全体で景観を捉えていくことが重要であるため、町全域を計画の区域としている。また、森町の地域ごとにおける景観上の特性に配慮し、今後、必要に応じて景観形成重点地区の設定の中で、地域にあった制限等について検討していくとの答弁でした。

地域住民に対し、啓発も含めてどのように周知をしていくのかとの問いに、条例施行まで約半年間の期間があるため、ホームページやリーフレット等で周知を考えている。また、生涯学習の出前講座を社会教育の中で行っているが、景観というメニューを登録し、要請があれば地域に入って説明する体制も整えていきたい。

「景観とは、お化粧ではなく、顔色である。」ということを町民の皆さんに周知し、景観形成の意識を高めていきたいと考えてい

るとの答弁でした。

景観重要建造物や景観重要樹木の指定基準については、森町独自の基準は作られるのかとの問いに、基準については景観法や規則等で特段定められていないため、行政として指定が必要であると認められたものに対して指定していくという想定でいる。まだ具体的な制度設計ができていないため、要綱や要領等を作成しながら、どのようなものが指定にふさわしいのか示していきたいとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

公共土木施設災害復旧事業11,500千円の詳細はとの問いに、場所は薄場地内の坂下橋から100メートル上った箇所、道路の路肩部の一部が崩壊した。復旧延長は20メートルで、コンクリートブロック積工を施工するとの答弁でした。

また、大洞院川の補助災害復旧事業29,700千円において、国の補助災害と認定されたのかとの問いに、まだ認定は受けていない。今後申請する予定であるとの答弁でした。

国の補助災害にガードレールは対象に入るのかとの問いに、今回は河川の護岸が被災をした箇所であり、元々ガードレールが無い箇所のため該当にはならない。元々ガードレールがあった箇所で、ガードレールも含めて崩れてしまった場合は、申請することができるとの答弁でした。

他に質疑はなく、建設課に係る質疑を終了し、次に、議案第59号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

交付対象事業者として、コンビニエンスストアが対象になることだが、大型スーパーや量販店も対象になるのかとの問いに、対象にはなるが、当町のスタート時においては、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップの4店舗とする方向

で検討している。

他に質疑はなく、次に、議案第63号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、住民生活課に係る審査を終了し、次に、議案第61号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

具体的に基本料金はどうかとの問いに、一番使用件数が多い口径13ミリで、改定前が2か月で基本料金1,800円（消費税抜）。基本水量は、16立方メートル。超過料金は17立方メートル以降1立方メートルにつき90円（消費税抜）。改定案は、2か月で基本料金は2,200円（消費税抜）。基本水量は、改定前と同様に16立方メートル。超過料金は17立方メートル以降1立方メートルにつき110円（消費税抜）となるとの答弁でした。

審議委員会では料金改定についてどのような意見が出たかとの問いに、当初は令和5年に30パーセント及び令和10年に15パーセントの2回での改定を事務局案として出したが、これに対して、最初から30パーセント増というのは改定幅が大きいため、令和5年、令和8年、令和11年と3年おきに小刻みに改定し、より一回の改定幅を緩やかにしたらどうかといった意見を審議委員会の委員からいただいた。それを受けて、今回の改定案とした。最終的に決定した案は、令和5年に20パーセント、令和8年に10パーセント、令和11年に10パーセントという上がり幅となったとの答弁でした。

他市町の水道料金はどうかとの問いに、口径13ミリの使用者が2か月で40立方メートルを使った場合として、県内での水道料金を比較すると、現状の料金では35位中26位、改訂後では35位中8位である。具体的な金額は、改定前の森町が4,356円で、改定後が5,324円。他市の現状の金額は、袋井市が5,940円、掛川市が6,

599円、磐田市が5,165円、湖西市が5,500円、浜松市が4,312円であるとの答弁でした。

森町上下水道事業の料金等審議会は、値上げありきの審議会ではないかとの問いに、第1回、第2回の審議会の中では、委員の中からもそのような意見があった。しかし、値上げありきという考え方ではなく、森町水道事業の現状を示して、今後の在り方を検討し、理解を得たうえで審議を進めてきたとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で上下水道課に係る審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審議した議案5件の採決の結果は、次のとおりです。

議案第59号、議案第60号、議案第62号、議案第63号の4議案については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決されました。

議案第61号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上が、令和4年9月森町議会定例会において第二常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長 (中根幸男君) 以上で、各常任委員会委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論・採決を行います。

日程第1、議案第57号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第57号を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立全員)
(中根幸男君) 起立全員です。
したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第2、議案第58号「森町三倉地域集会施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第58号を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立全員)
(中根幸男君) 起立全員です。
したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第3、議案第59号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第59号を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第60号「森町景観条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中 根 幸 男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第61号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

11番、西田彰君。

登壇願います。

11番議員

(西 田 彰 君) 11番、西田彰でございます。

現在、提案されています議案第61号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」反対の立場から討論いたします。

森町の水道事業において、事業開始から安心・安全の水を安価で供給と、消費税導入以降も今日まで続けてきたことは、行政、ひとえに職員の努力の賜物と評価しているところです。人口の減

少、節水意識の高まり、大規模災害、老朽施設の更新等水道事業を取り巻く状況は厳しいとの立場から、今回審議会からの答申を受け、料金引き上げの条例が提出されたものと考えます。確かに審議会に出された資料等から見れば、今後20年、30年後の水道事業における経営指標は悪化するとみられます。

しかし、私は改正には三点の問題があると思います。

一つには、企業局との契約計画水量、いわゆる「から料金」と言われるものの見直し交渉が、平成26年に使用料金において1円の引下げが行われたのみで進展が見られないことです。森町では、この10年間のトータルで6億円余りを支払っています。経営戦略では、今後も交渉を続けていくと書かれていますが、実現は15年、20年先の話となることが企業局の資料で伺われます。格闘する市町との連携を強め、当初の計画契約水量を早期に見直しさせなければなりません。

二つ目には、4か所ある自己水源の有効利用がされていないと思います。現在、森町の1日給水量は約6,300立方メートルであり、自己水源4基の能力が4,950立方メートルあります。一方、企業局からの受水量は、令和3年度決算金額ベースから計算すると約7,523立方メートル、双方合わせて13,400立方メートル、この差が問題です。自己水源は、災害時には有効との見方もあります。今後も、維持管理に力を入れていくべきだと考えます。

三つ目には、今の経済状況から値上げが適切かという問題です。審議会の中でも委員から、物価の高騰は多くの町民にしわ寄せがいつている、電気と合わせ生活に欠かせない水道料金までが値上げされるのは納得が得られるかとの声も出されています。残念ですが、審議会会長のときどきの挨拶でも、料金改定が前提との発言が見られたことです。日銀による異次元緩和策は一時的なものであるとの見方がある中、物価高は長引くことが予想されます。

今一度再考を求めまして、私の反対討論といたします。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の反対討論といたし

ます。ありがとうございました。

議 長

(中根幸男 君) 他に討論はありませんか。

5番、川岸和花子君。

登壇願います。

5番議員

(川岸和花子 君) 5番、川岸和花子です。

議案第61号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論いたします。

水道事業は独立採算事業であり、水道料金収入で運営されることが原則となっております。私は、森町上下水道事業の料金等審議会委員の一人として、さまざまな課題について、一年間調査、審議してまいりました。森町水道事業は、昭和49年の事業開始以来、料金の改定を今まで行っておらず、経営努力を続けられてきました。

しかし、給水人口の減少に伴う湧水収量の減少と収益の減少、また老朽化による水道施設の更新、大規模地震に備えるための水道施設の耐震化等の老朽化による必要性により、厳しい経営状況が予測されております。町民に将来にわたり安心して安全な水を安定して供給していくためには、さらなる経営努力とともに、収益の確保が重要であります。

今回の料金改定では、健全な事業経営を継続していくために、中長期計画の中で料金の激変を避けるためにも、現行の体系を維持しながら段階的に計画された公平性を保つものとなっております。

以上の点から、議題の水道事業給水条例の一部を改定する条例について賛成いたします。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根幸男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第61号を採決します。

議 長 本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 多 数)
(中 根 幸 男 君) 起立多数です。
したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

議 長 日程第6、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発 言 する 者 な し)
(中 根 幸 男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第62号を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)
(中 根 幸 男 君) 起立全員です。
したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

議 長 日程第7、議案第63号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発 言 する 者 な し)
(中 根 幸 男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第63号を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議長 (中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第64号「令和4年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。

討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根幸男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第64号を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第65号「令和4年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」の討論を行います。

討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根幸男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第65号を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。
ここでしばらく休憩します。

議長

(午前10時27分 ～ 午前10時40分 休憩)

(中根幸男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、認定第1号「令和3年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 5番、川岸和花子です。

認定第1号「令和3年度一般会計決算認定について」賛成の立場で討論いたします。

新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、感染力の強い変異株が現れ、今もまだ感染拡大の波が続いている状況です。その難しい環境の中で、町では令和3年度事業を新型コロナウイルスワクチン接種事業を始め、感染症拡大の波に影響されている町民への支援も含め、確実に推し進めていただきました。また、収益の確保にも努力されていると判断いたしました。

決算規模は、千円以下は省略して、歳入総額10,835,515千円、歳出総額9,634,998千円となり、実質収支は1,183,242千円となっており、その中から2億円の決算積立を行い、次年度への繰越金を983,242千円とされております。令和4年度へ繰り越した事業を除いた歳出予算に対する執行率は、94.3パーセントとなっております。

歳出についての所感です。

新型コロナウイルス感染症対策を中心に、さまざまな分野に影響が及びました。新型コロナウイルスワクチン接種事業や集団接種体制確保事業を確実に行われました。高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の充実を図り、国からのひとり親世帯、また子育て世帯への特別給付に加えて、町単独での子育て応援給付事業も行っていました。

農産業の分野では、茶業に係る支援金、補助金をはじめ、農業

振興に努力され、森林の保全には交付税を使って意向調査を進めていただいております。商工費として、プレミアム商品券への補助や、その他事業者への補助も行われました。また、観光誘客推進や遠州の小京都推進など、将来に向けての事業も始まっております。

移住定住施策にも努力され、成果が上がってきております。

町道の改良工事、新田赤松線の推進、橋梁の長寿命化工事など、町の安全の確保にも尽力されております。

教育の分野では、小学校統合後の子供たちの通学環境の整備、一人一台端末の環境の整備、幼稚園の延長保育等、時代に合った対応事業を進められました。新型コロナウイルス感染症の変異株の感染拡大などで中止せざるを得ない事業もありましたが、その中でもできることを確実に進められました。

歳入においては、自主財源が42.8パーセント、依存財源が57.2パーセントで、自主財源の方が前年より増えております。町税に加え、交付金をうまく活用して財源とされています。

特に、ふるさと応援寄附金であるふるさと納税では、返礼品の電動自転車ヤマハPASをはじめ、森町を代表する産物が好評で、4,014件の寄付があり、金額も820,164千円になっております。

また、目的に沿った町債を起し、公共的事業を行っていただいている、そして基金への積立も目的に沿って行っていただいております。

以上の点から、第9次森町総合計画に沿いながらも、時代に合わせた事業を確実に行われたと判断いたしまして、賛成討論いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたします。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第1号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
議長 (中根幸男君) 起立全員です。
したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。
日程第11、認定第2号「令和3年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第2号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
議長 (中根幸男君) 起立全員です。
したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。
日程第12、認定第3号「令和3年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第3号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
議長 (中根幸男君) 起立全員です。
したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。
日程第13、認定第4号「令和3年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第4号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 (中根幸男君) 起立全員です。
したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。
日程第14、認定第5号「令和3年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第5号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 (中根幸男君) 起立全員です。
したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。
日程第15、認定第6号「令和3年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第16、認定第7号「令和3年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び日程第17、認定第8号「令和3年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」以上、3件を一括議題とします。
お諮りします。
この討論・採決は、3件を一括して行いたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (中根幸男君) 「異議なし」と認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第6号から認定第8号までの3件を一括採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、認定第6号から認定第8号までの3件については、認定することに決定しました。

日程第18、認定第9号「令和3年度森町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第9号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第19、認定第10号「令和3年度森町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第10号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(中根幸男君) 起立全員です。

したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第20、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第22、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり「次期議会の会期、日程等議会運

議 長

「営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年9月森町議会定例会を閉会します。

(午前10時55分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和4年9月26日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上